R05-17　農業委員会研修テキスト２　農地法　第６版　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 頁数 | 項　　目 | 改訂概要 |
| 234　　　  | １　農地制度・農地法の目的と概要　２）農地制度の概要　　（１）農地法の概要（２）基盤法の概要　　（４）農地中間管理事業法の概要 | ・主な内容に「農地等の賃貸借を保護する利用関係の調整等」を追加・主な内容に「農業経営基盤強化促進基本方針（都道府県）及び農業経営基盤強化促進基本構想（市町村）の策定」「農地中間管理機構特例事業」を追加、農用地利用集積計画を「地域計画」に更新し、「農業経営基盤強化促進事業の実施等」を追加（新　設）・「（４）農地中間管理事業法の概要」の項目及び説明追加 |
| 10～12　　　　 | ２　農地法による農地の権利移動の制限　６）許可の要件　　（１）基本要件 | （削　除）・下限面積要件を削除し、同要件廃止の背景及び「別段の面積」が効力を失ったこと、改正後も引き続き全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件は存置され、農地等の権利取得に当たり要件を満たす必要がある旨を説明・下限面積要件の廃止に伴い改正された事務処理基準において、全部効率利用要件では「耕作又は養畜の事業の具体的内容を明らかにしない場合」「農地の一部のみで耕作の事業を行う場合」「類似農地の生産性と比較して相当程度劣る場合」は許可できないこと、また、地域との調和要件では「地域計画の達成に支障が生じる場合」「小面積等の農地の権利取得によって農地の集団化に支障が生じる場合」は許可できないことを説明 |
| 17 | ３　相続等の届出制度及び相続未登記農地の貸付け３）所有者不明農地（相続未登記農地）の利活用のための制度 | ・「共有農地に係る共有者全員同意の例外」の表題追加、「農用地利用集積計画に基づく利用権設定（存続期間が20年以内）」を「農用地利用集積等促進計画に基づく農地中間管理権設定（存続期間が40年以内）」に変更・「共有者の２分の１を超える同意が得られない場合でも一定の手続きを経れば農地中間管理機構に利用権の設定可能」の説明を制度改正に沿って見直し、図「共有農地の利用権設定の流れ」を更新 |
| 23252627 | ５　農地転用許可制度１）農地転用許可制度（農地法第４条・第５条）３）許可の要件見開き図（農地の状況→農地区分→許可の方針等）見開き図（農地の状況→農地区分→許可の方針等） | ・「①市街化区域外」の説明で、「30ａ超の転用案件の場合は都道府県農業ネットワーク機構への意見聴取」を行うことを追加・許可の方針の「②一般基準」のうち、「地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用の確保」の例示を変更（担い手への農地利用集積に支障→地域計画の達成に支障）・「農地区分」の第３種農地に「都市計画法の用途地域内の農地」を追加・「許可の方針」の立地基準（農用地区域内農地）に、原則許可の例示（土地収用事業に供する施設、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に供する施設、仮設工作物の設置その他の一時的な利用（３年以内）に供する場合）を追加・「許可の方針」の一般基準（転用の確実性が認められない場合）に「必要な資力及び信用があると認められない場合」を追加、（地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がある場合）に「地域計画の達成に支障を及ぼす場合」を追加・「許可不要」に「耕作者が所有する農地に２ａ未満の農業用施設を設置する場合」を追加 |
| 29 | ６　農地の利用状況調査等の遊休農地に関する措置1. 農地の利用状況調査と遊休農地に関する措置
 | ・図「遊休農地等に関する措置の流れ（農地法）」に「農地中間管理機構による裁定申請」を追加（2か所） |
| 39 | 10　農地台帳・地図の整備と公表３）インターネット等による公表 | ・「全国農業会議所が開発・運営している「全国農地ナビ」を「農林水産省が管理する「eMAFF農地ナビ」に変更 |
| 41 | 11　巻末資料　　　これまでの農地制度の移り変わり | ・「令和５年～」の欄を追加し、「農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農地法の改正（いずれも令和４年）」の改正概要を追加 |

※）上記の他にも、条ずれの更新、内容・表記の見直し等を行っています。